

1 はじめに

「福島県農産物安全確保のためのGAP推進マニュアル」(以下「福島県 GAP マニュアル」)については、国が定めた「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」(平成22年4月、農林水産省)に則した取組や、放射性物質対策の取組にも対応できるよう、平成25年3月に改訂版を策定しました。

この改訂版では、策定した時点で放射性セシウムに関する技術対策が一定程度明らかになっていた「水稻」「野菜」「果樹」の取組事項リスト及び点検項目リストを記載しました。その後、平成26年3月に「大豆・そば」について、取組事項リスト及び点検項目リストを記載し追補版を策定しました。

このほど、「麦類」について取組事項リスト及び点検項目リストを取りまとめ、福島県GAPマニュアル(改訂版)の追補版として本マニュアルを策定しました。GAPについての解説や導入に当たっての手順等は、福島県GAPマニュアル(改訂版)策定時と同じ考え方で御活用いただけるよう、なるべく同様の記載とし、対象とする農産物等の記載に麦類を追記しております。

本マニュアルを活用して、麦類の産地へのGAPの実践を推進していただくとともに、各産地で現在取り組んでいるGAPを再点検し、不足している取組事項を追加するなど、生産者の生産性向上と消費者の安全・安心に寄与できることを期待いたします。

平成27年3月
福島県農林水産部

2 GAPとは

GAPとは、Good(良い) Agricultural(農業の) Practice(行い)の略語で、農業生産工程管理と訳されています。

農業生産の現場において、食品の安全確保をはじめ、環境保全、労働安全などの観点から、安全に農業生産を実施するための管理ポイントを整理し、それを記録、検証して、より良い農業を実践するための活動のことです。

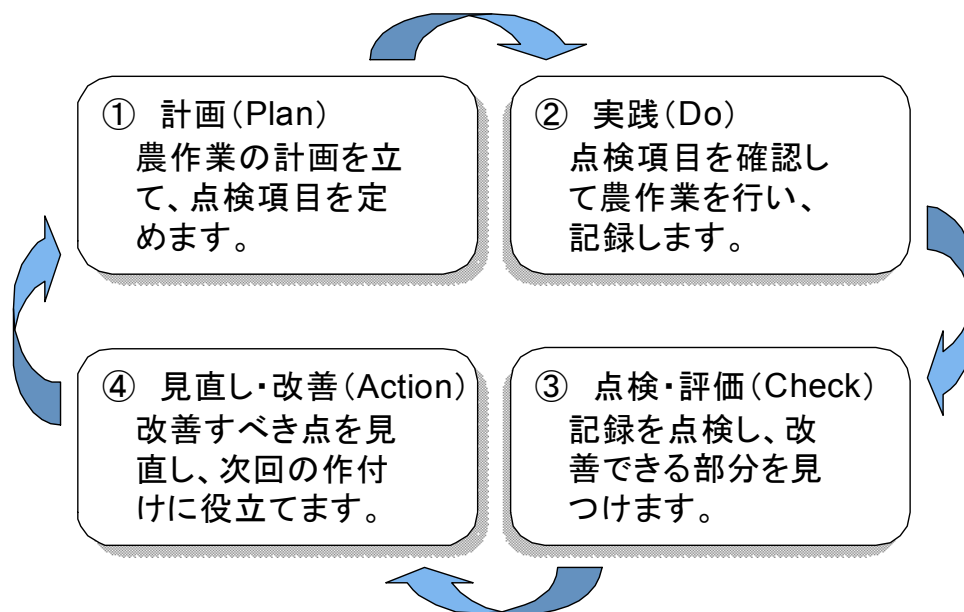


図1 GAP実践のサイクル

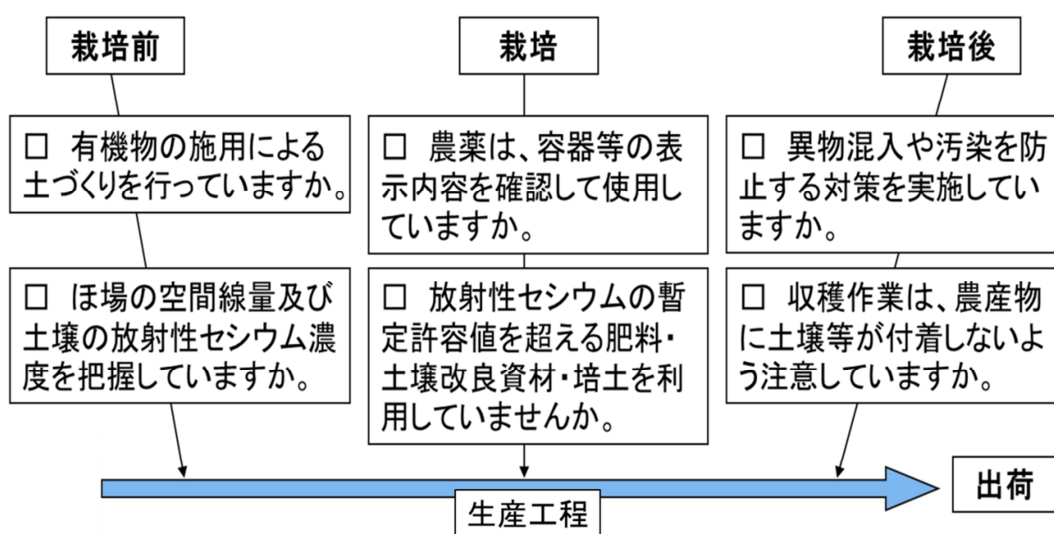


図2 GAPの点検項目イメージ

3 GAP 導入の意義

生産現場では、環境や経済面を含めた持続的な農業生産を行うとともに、安全で高品質な農産物を消費者に届けることが求められています。一方、カドミウムなどの重金属、残留農薬、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による放射性物質など、農産物の生産・出荷における危害要因も多種多様で、リスク管理が更に難しくなっていることも事実です。

たとえば、毎日の作業において法令や基準を遵守し、作業内容や使用資材等を記録・保存することで、その記録により消費者や流通関係者へ生産工程を明瞭化できることから、より詳しい説明が可能となります。

農業者や農業団体(産地)等が農産物安全確保のためのGAPに取り組むことにより、適正な栽培管理を行い、安全性や品質を確保し、県内外の消費者や実需者からの信頼の向上につなげるとともに、農作業の実態を見直すことにより、作業の効率化や農業経営の改善を図ることができます。

また、生産の工程管理による持続的な改善の取組は、食品の安全の確保のみならず、環境の保全や農作業時の作業者の安全確保の面からも有効です。

GAPの導入効果

- ① 普段の農作業について一つ一つ点検し、農業生産にともなう危険をできるだけ少なくすることで、これらの事故の発生を未然に防ぐことができます。
- ② 安全な農産物を求める消費者の声に応えることができます。
- ③ 記録をもとに、農作業の改善につなげれば、コスト低減や品質向上につながります。
- ④ 取組をPRすることにより、量販店などに対する産地の評価が高まります。
- ⑤ 食品安全のみならず、環境保全、労働安全などを含めて取り組むことで、多面的に農業生産の改善を図ることができます。

4 GAPの導入にあたって

(1) GAP導入の合意形成

GAPを効果的に導入するためには、産地が一体となって主体的に取り組むことが重要です。そのためにも、GAPに取り組む生産者一人一人がその意義や目的を十分理解し、産地での合意形成が必要です。

(2) 目的・状況に応じたGAPの推進

現在、各産地が自主的に実践する独自GAPから、民間の認証機関が認証する認証GAP(以下、「民間認証GAP」という。)まで様々な策定主体によるGAPが全国的に取り組まれています。取組目的、産地の状況に応じて、目標とするGAP(独自GAP、民間認証GAP)を決定して取り組みましょう。

これまでGAPに取り組んでおらず、初めてGAPに取り組む産地においては、産地全体の生産管理体制を強化することを目的に、まずは各産地が作成する独自のGAPの導入を検討しましょう。

販売優位性向上やブランド化を目的としてGAPを導入する産地については、民間認証GAPの取得を目指す産地もあります。

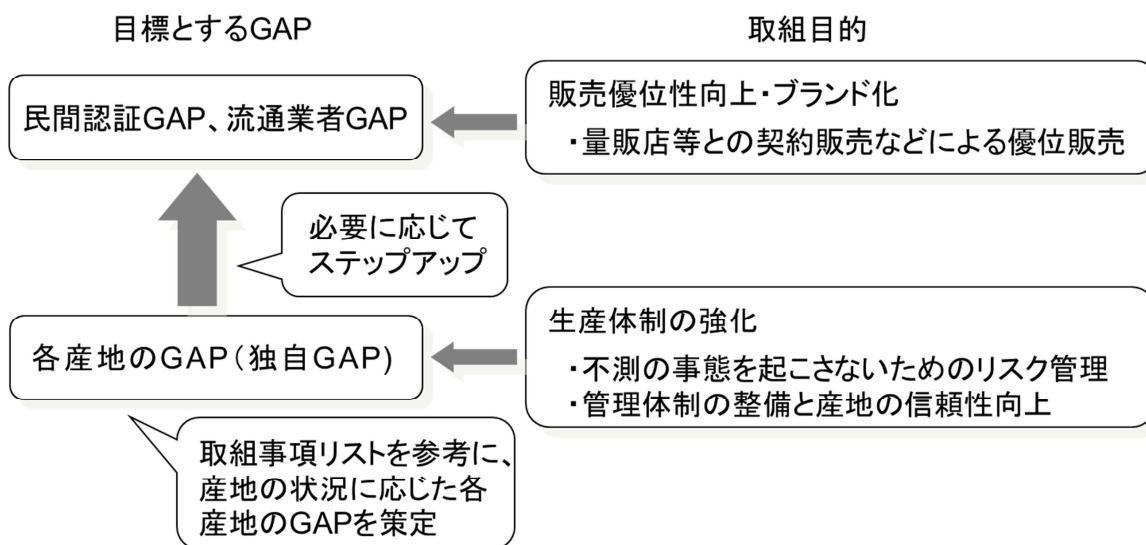


図3 目標とするGAPと取組目的

(3) 対象とする農産物

本マニュアル(改訂版、追補版)は、県内のほ場や施設等で生産される米*、野菜*、果樹*、大豆*、そば*、麦類を対象としています。

*)米、野菜、果樹は平成25年3月、大豆、そばは平成26年3月策定の福島県GAP推進マニュアル(改訂版)に掲載

5 GAPの導入手順(GAPの実践)

(1) 計画

ア 取組事項の確認

農産物を生産するうえで食品安全、環境保全、労働安全及び放射性物質吸収抑制等の対策を確実に実施するためにどのような取組事項があるか、対象とする作物(米、野菜、果樹、大豆、そば、麦類)別の「取組事項リスト」を参考にしながら、確認します。GAPに取り組む生産者がGAPの意義を理解し、やらされ感を解消するため、予め決められたチェックシートを押し付けるのではなく、生産者自らが農業生産を実施するうえで管理すべき問題点等を確認します。

イ チェックシートの作成

アで取組事項を確認したら、リストの中から産地が取り組むべき「取組事項」を選択します。選択した「取組事項」について、農業生産上の具体的な確認内容に置き換えたものが「点検項目」です。

「取組事項」を選択する際は、「点検項目」の取組の重要度を表す「レベル」が必須(◎)は必ず選択し、推奨(○)はステップアップする「取組事項」として徐々に追加してください。

産地は、「取組事項」及び該当する「点検項目」を決定した後、その「点検項目」を参考にチェックシートを作成します。また、更に必要な「取組事項」があれば、適宜追加してください。

本マニュアルの「取組事項リスト」は、食品安全、環境保全などの目的ごとに分類、整理しています。なお、チェックシートは目的ごと、あるいは、作業工程ごとに使用しやすい順に作成してください。

また、作業工程ごとに並べ替えて作成する場合には、本マニュアルの「取組事項リスト」に記載されている作業工程の時期やこれをもとに作成し、本マニュアルに掲載した「点検項目リスト」を参考にしてください。

ウ 「取組事項リスト」及び「点検項目リスト」についての説明

「取組事項リスト」は、ガイドラインをもとにして、基礎GAPで取り上げている項目に、放射性物質対策を加え取りまとめました。各産地でマニュアルを作成する際の参考にしてください。

また、「点検項目リスト」は、各点検項目を、生産者と産地に分けて、それぞれが取り組む作業工程ごとに取りまとめました。各産地でチェックシートを作成する際の参考にしてください。

なお、各リストの項目については下記のとおりです。

(ア) 区分(取組事項リスト)

農業生産上の確認すべき取組事項を食品安全、環境保全、労働安全、

農業生産工程管理全般、放射性物質対策を目的とした取り組みの5つに分類し、その主な内容毎に区分しています。

(イ) **取組事項**(取組事項リスト)

安全な農業生産実施のために確認すべき事項と、その説明、法令上の取組であればその関係法令、及び参考資料に関する情報を記載しています。

(ウ) **点検項目**(取組事項及び点検項目リスト)

各取組事項について、農業生産上の具体的な確認内容に置き換えて記載したものです。チェックシートのチェック項目を作成する際の参考として活用してください。

(エ) **対象**(取組事項リスト)

各点検項目の取組対象を示しています。「生産者」と「産地」に分類しています。

(オ) **レベル**(取組事項及び点検項目リスト)

「必須 (◎)」は、法令順守事項や必ず取り組むべき点検項目とし、「推奨 (○)」は、取組を推奨する点検項目、(△)は該当する地域で取り組むべき点検項目として分類しています。

(カ) **ガイドライン**(取組事項及び点検項目リスト)

ガイドラインにおける番号を記載しています。

(キ) **作業工程**(点検項目リスト)

各点検項目が、農業生産工程上のどの作業工程において確認すべきものか分かりやすくするため、便宜上以下のように分類しました。作業工程順に並べてチェックシートを作成する際の参考にしてください。

[作業工程の分類]

栽培前	栽培	栽培後	共通
環境確認	播種・育苗	収穫	安全対策
土作り	定植・中耕	乾燥	記録
水確認	施肥	調製	他
除染	防除	貯蔵	
	資材管理	保管	
	水管理	出荷	
	環境確認		

(ク) **取組例**(点検項目リスト)

点検項目を補足するもので、点検項目の具体的な事例を記載しています。

エ 危害要因について

「取組事項リスト」は、食品安全、環境保全、労働安全、農業生産工程管理全般、及び放射性物質対策の目的ごとに分類しています。それぞれの主な危害要因、対策の基本的な考え方は以下のとおりです。

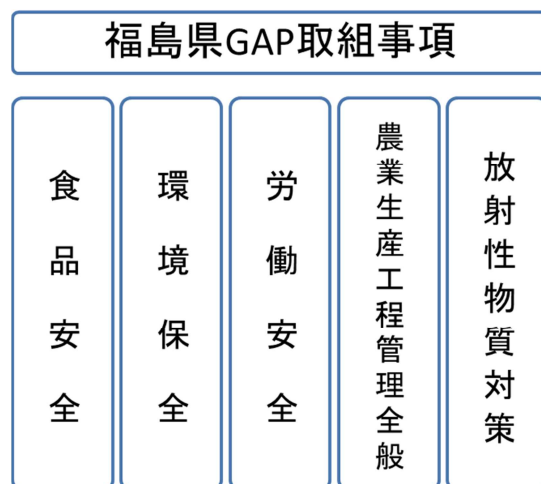


図4 福島県 GAP マニュアルに基づく取組事項

(ア) 食品安全を主な目的とする取組

「食品衛生法」や「農薬取締法」に基づく取組等を中心に、「ほ場環境の確認と衛生管理」、「農薬の使用」、「カドミウム濃度の低減対策(米のみ)」、「収穫後の農産物の管理」について記載しています。

食品の安全性向上のためには、「後始末より未然防止」の考え方を基本として、必要な措置を生産工程の各段階において適切に講じられることが必要です。食の安全を脅かす危害は、病原微生物、農薬、有害重金属、異物混入、放射性物質など数多くあります。これらの危害要因の多くは肉眼で汚染の状況を判断することはできないため、各生産工程でしっかりした管理を行い汚染が生じないようにする必要があります。

また、食中毒などの問題が発生したときに、適正な生産工程管理が行われていることを明らかにできれば、速やかな対処が可能となり、風評被害の発生を防ぐことができます。各リスクが発生する可能性を十分検討し対策に取り組んでください。

〔食品安全を主な目的とする取組の区分〕

区分	対象
・ほ場環境の確認と衛生管理	米、野菜、果樹、大豆、そば、麦類
・農薬の使用	〃
・カドミウム濃度の低減対策	米

・水の使用	野菜、果樹
・肥料、培養液の使用	野菜、果樹
・作業者等の衛生管理	米、野菜、果樹、大豆、そば、麦類
・機械、施設、容器等の衛生管理	〃
・かび毒(パツリン・DON)汚染の低減	果樹、麦類
・収穫後の農産物の管理	米、野菜、果樹、大豆、そば、麦類

a 病原微生物

病原微生物が付着した食品を食べると食中毒を発生するリスクが高まります。その主な要因としては、腸管出血性大腸菌(O157)、サルモネラ属菌やノロウイルス等があります。これらは、病原微生物を含む水の使用、人がトイレ後に手を洗わずに作業を実施、ほ場に家畜の糞尿が紛れこむなどから感染が起こりえます。

病原微生物をほ場に持ち込まない、農産物に付着させない、増殖させないことが管理ポイントです。ほ場環境の確認、完熟堆肥の利用、手洗いの励行、収穫物を土の上に直接置かない、収穫物に泥が着いたままにしない、適切な温度管理などが必要です。

b 農薬

農薬は農薬取締法に基づき使用基準が定められています。特殊な条件下でなければ、使用基準どおりの農薬の使用で、残留基準値以上の農薬が残留する恐れはありません。一方でドリフトや農薬散布機の洗浄不足、出荷資材への農薬の付着などから、意図しない農薬が生産物に残留することがあります。使用基準の遵守、ドリフト防止のための対策、機器洗浄が十分であるか確認する等の対策が必要です。

(農薬は最新の情報に従って使用しましょう！)

平成26年より、農薬登録制度において短期暴露評価(急性参照用量(ARfD)による評価)が導入され、一部の既登録農薬の使用基準や農薬残留基準値の見直しが行われています。随時、農薬の登録変更がなされますが、在庫品も含め、変更後(予定)の使用方法で使用しないと、食品衛生法違反(残留基準値超過)となるおそれがあります。農薬の使用に際しては、ラベル(使用基準)だけでなく、最新の情報に留意してください。

また、かつて農薬として使用されていたディルドリンやアルドリン、ヘプタクロルなどの有機塩素系殺虫剤は1975年に使用禁止農薬となっています。

が、土壌中での分解がしにくく、現代になっても残留基準値をこえる事例が見られます。それ以外にも土壌処理剤などで雨が当たらない施設の場合等、前作で使用した農薬が残留していることがあります。ほ場の使用前歴を調べるとともに、新たに作付するほ場では土壌の残留農薬分析を実施し、蓄積濃度が高いほ場へは作付けしないことや、客土による汚染土壌の除去、または吸収しにくい作物への転換が必要になります。

c 有害重金属

カドミウムは、鉛・銅・亜鉛などの金属とともに鉱物や土壌などに天然に存在する重金属です。様々な要因で一部の地域の土壌に蓄積しており、蓄積濃度の高いほ場では生産物に移行し問題になります。

土壌分析などによりほ場の重金属濃度を調査し、蓄積濃度が高いほ場へは作付けしないことや、客土による汚染土壌の除去、または吸収しにくい作物への転換、水稻の場合は、出穂期前後3週間の湛水管理の徹底などきちんとした対策をとることが重要です。

d 異物混入

出荷物の中に異物が混入すると、食品の安全性や品質の低下、ひいては産地の信頼低下につながります。異物としては、タバコの吸殻、小石、プラスチック、金属片等があげられます。異物混入を未然に防止するためには、収穫作業を丁寧に行うとともに、選別・出荷調製工程での十分な注意が必要です。また、作業場などの整理整頓、清掃が十分でないと思われ混入があります。また、枯葉、枝、虫、髪の毛なども、衛生上問題なので混入を未然に防止することが必要です。

穀類の場合は異種穀粒の混入にも十分注意する必要があります。特にそば等アレルギーの原因となりやすいものは、徹底して除去しなくてはなりません。また、食品安全とは少々異なりますが、異なる品種の穀類の混入などは品質の問題となりますので、作業場や乾燥・調製に使用する機械の清掃を十分行うことが必要です。

e 放射性セシウム

(オ) 放射性物質対策を主な目的とする取組を参照。

(イ) 環境保全を主な目的とする取組

「環境と調和のとれた農業生産活動規範」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく取組等を中心に、「農薬削減による環境負荷低減対策」、「肥料削減による環境負荷低減対策」、「土壌の管理」、「廃棄物の適正な処理、利用」、「エネルギーの節減対策」、「特定外来生物の適正利用」、「生物多様性に配慮した鳥獣被害対策」について記載しています。

農業は、水と緑の豊かな国土の形成とその保全に貢献する一方、肥料、農薬などの各種資材の利用、水管理、土壌管理などの生産活動に伴い環

境に負荷を与えることから、土づくり等を通じて化学肥料、農薬等による環境負荷を軽減した持続的な農業(環境保全型農業)を実践していくことが急務です。肥料や農薬の環境負荷低減対策や、廃棄物の適正な処理などに取り組みましょう。

[環境保全を主な目的とする取組の区分]

区分	対象
・農薬削減による環境負荷低減対策	米、野菜、果樹、大豆、そば、麦類
・肥料削減による環境負荷低減対策	〃
・土壌の管理	〃
・廃棄物の適正な処理、利用	〃
・エネルギーの節減対策	〃
・特定外来生物の適正利用	野菜
・生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	米、野菜、果樹、大豆、そば、麦類

(ウ) 労働安全を主な目的とする取組

「農作業安全のための指針」や「毒物及び劇物取締法」に基づく取組等を中心に、「危険作業等の把握」、「農作業従事者の制限」、「服装及び保護具の着用」、「作業環境への対応」、「機械等の導入・点検」、「機械等の利用」、「農薬・燃料等の管理」、「施設の管理・運営体制の整備」、「事故後の備え」について記載しています。

農作業の安全面については、農作業中の死亡事故が全国で毎年 400 件程度発生していることから、農作業機械の操作等のリスク低減対策に取り組み、より安全な農作業を行っていくことが必要です。農作業による事故の大半は、慣れや油断から起きています。日々の作業で常に「安全」を意識し、安全確保を忘れずに行うことが必要です。怪我をしやすい状況とその対策、農薬や放射性物質の被ばく対策など身近な労働安全対策に取り組みましょう。

[労働安全を主な目的とする取組の区分]

区分	対象
・危険作業等の把握	米、野菜、果樹、大豆、そば、麦類
・農作業従事者の制限	〃
・服装及び保護具の着用	〃
・作業環境への対応	〃
・機械等の導入・点検	〃
・機械等の利用	〃
・農薬・燃料等の管理	〃

・施設の管理・運営体制の整備	米、大豆、そば、麦類
・事故後の備え	米、野菜、果樹、大豆、そば、麦類

(エ) 農業生産工程管理の全般に係る取組

農業生産工程管理の全般に係る取組として、「技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用」、「情報の記録・保管」、「特定の米穀についての保管・処理(米のみ)」、「生産工程管理の実施」、「記録保存の期間」等を記載しています。

農産物の取引に関する記録等を残しておくことは、自らの安全・安心な生産の取組の証明となります。取引等の記録の作成、保存を実施しましょう。

〔農業生産工程管理の全般に係る取組の区分〕

区分	対象
・技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	米、野菜、果樹、大豆、そば、麦類
・情報の記録・保管	〃
・特定の米穀についての保管・処理	米
・生産工程管理の実施	米、野菜、果樹、大豆、そば、麦類
・記録保存の期間	〃
・適切な収穫作業	〃
・研修会への参加	〃
・種子の消毒	米、麦類

(オ) 放射性物質対策を主な目的とする取組

放射性物質対策に係る取組として、「ほ場準備及び汚染要因の把握」、「農地の除染」、「土壌の管理」、「資材の利用」、「農業用水の管理」、「肥培管理」、「栽培から収穫、出荷までの管理」、「農作業時の安全確保」等を記載しています。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により飛散した主な放射性物質は、放射性ヨウ素や放射性セシウムなどがあり、今後はこのうち半減期の長い放射性セシウムが問題となります。

放射性セシウムは、長期にわたり土壌中に残留し、農作物へ吸収、移行する可能性があります。消費者に受け入れられる安全・安心な農作物を生産するには、放射性セシウムの吸収抑制対策や、付着防止対策を講じ、収穫される農作物等から基準値を超える放射性物質が検出されないことが必要です。米、大豆、そばの試験結果では、放射性セシウムの吸収抑制にカリウム施用の効果が高いとされていますので、作付前の交換性カリウム含量を「米、大豆」では 25mg/100g 以上、「そば」では 30mg/100g 以上確保する肥培管理を行いましょ。 (なお、「大豆、そば」については、放射性セシウ

ム濃度が高くなる可能性のある地域では交換性カリウム含量を 50mg/100g とします。)

また、原発事故時に屋外にあった資材(べたがけ資材、トンネルマルチ等)や、原発事故以降に購入しても土ぼこり等が付着している資材等は、放射性セシウムが付着している可能性がありますので、使用しないように注意しましょう。

[放射性物質対策を主な目的とする取組の区分]

区分	対象
・ほ場準備及び汚染要因の把握	米、野菜、果樹、大豆、そば、麦類
・農地の除染 ・除染作業	〃
・土壌の管理 ・剪定枝、土壌の管理	〃
・資材の利用	〃
・農業用水の管理	米、野菜、果樹
・肥培管理	米、野菜、果樹、大豆、そば、麦類
・栽培から収穫、出荷までの管理	〃
・農作業時の安全確保	〃

(2) 実践

ア 取組事項の実践

決定した取組事項の内容について、産地の事務局は、研修会や回覧・掲示物などで作業への周知・徹底を図ります。生産者は、点検項目を確認して、農作業を行い、取組内容の記録あるいは伝票等の関係書類を保存します。

イ 生産履歴の記帳・保存

GAPに取り組む際には、記録あるいは伝票等の書類の作成と保存が重要です。ほ場に関する情報は、作付計画にはなくてはならないものです。また、農薬と肥料の使用記録は極めて重要で、環境保全のための取組においては、必要不可欠な作業です。種子・苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存や、かんがいの実施、資材の使用・洗浄・消毒、施設や機器の清掃等の記録も、農業生産活動の点検や確認を行う上で重要な作業となります。取組内容を記録あるいは伝票などで保存することで、生産活動に活用できるだけでなく、点検や監査あるいは外部からの説明の求めなどに対応することができます。

ウ 作成・保管する記録書類(例)

- ・チェックシート
- ・農薬管理台帳
- ・肥料管理台帳

- ・作業機械等の点検、整備記録
- ・生産資材(種子・苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等)の購入伝票等
- ・ほ場管理台帳(位置、面積等に係る記録)
- ・残留農薬自主検査結果
- ・放射性物質検査結果
- ・出荷に関する記録 等

(3) 点検

ア チェックシートの記入

一連の作業が終了したら、各生産者は作業記録等を基に、点検項目に沿って点検を行います。実践できなかった点検項目については改善すべき点として確認・記録しておきます。

イ 取組の評価

チェックのつかなかった項目については、なぜ取り組むことができなかったのか、改善点を見つけます。

ウ 客観的な点検の内容

内部点検、二者点検／監査、第三者点検／監査など、作業を行った生産者以外の他者による点検は、点検における客観性の確保と、生産者の自己点検では見えにくい改善点の発見に有効です。わかりやすい証拠書類の整備など、他者による点検の受入体制を整えます。

(ア) 自己点検(生産者自らが行う)

自分の作業、管理状況を自ら確認する。

(イ) 内部点検／監査(生産者組織など産地の責任者等が行う)

生産者組織等が構成員(生産者)の活動等を確認する。

(ウ) 二者点検／監査(取引先等が行う)

取引先等が生産者、生産者組織の活動等を確認する。

(エ) 第三者点検／監査(審査・認証機関等が行う)

利害関係にない審査・認証機関等が生産者、生産者組織の活動等を確認する。

エ 内部監査

内部監査は、①生産工程管理がきちんと機能し運用されているかを見る。②クレームが報告された際、マニュアルに沿って対応していたかを見る。③改善措置が適正に行われているか確認する。④第三者認証の取得を目指す場合、受審前の予備審査とするため等、GAPを導入するすべての産地で実施すべき取り組みです。

産地の規模により抽出で実施する場合や内部監査委員が現地で行う場合など、実際の内部監査は、実態に合わせてかまいませんが、監査を適正に行うために体制はきちんと文書化してください。どんな体制を整備すればよいか、どんな役割を持たせるか、内部監査委員会の設置要領を以下に例示します。

(ア) 内部監査体制の整備

産地(推進本部)の設置:内部監査結果に基づき改善指示を行う

内部監査委員会:内部監査を運営し、取りまとめを推進本部に提出する

内部監査員:実際に内部監査を行う

(イ) 実際の内部監査の実施

a 内部監査委員会の役割

監査計画の策定、監査員の委嘱、監査結果の検討

b 内部監査員による実際の監査

内部監査の実施(担当者や産地代表への聞き取り、産地構成員への現場訪問など)、チェックシートの作成と評価

c 産地(推進本部)の役割

改善指示と改善報告の受付

(ウ) 内部監査機関設置要領(例)

〇〇産地 GAP 内部監査委員会設置要領

1 目的

〇〇産地(推進本部)が取り組んでいる GAP(農業生産工程管理)の実施状況などを確認し、安全・安心な食料生産の信頼性を高めるため、必要な改善策の提案を行う。

2 名称

この会は、「〇〇産地 GAP 内部監査委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

3 実施事項

この委員会は、目的を達成するため次のことを行う。

- (1) 生産物が〇〇産地 GAP 規範(または生産工程管理基準等)に沿って生産されていることの確認に関する事項
- (2) GAP の実施状況に関する事項
- (3) 改善の提案に関する事項
- (4) その他必要な事項

4 構成・運営

この委員会は、次によって構成する。

(1) 構成(委員)

〇〇産地 GAP 内部監査委員会監事

(2) 委員長・副委員長

委員長及び副委員長は各1名とし、委員の互選で決める。

(3) 会議の招集

この会議の招集は、委員長が行う。

5 事務局

この委員会の事務局は、〇〇に置く。

6 設置・改廃

この要領の設置・改廃は委員長が決定する。

7 その他

この要領に規定されていない事項については、委員長が決定する。

8 附則

内部監査員の取り組み事項

ア 内部監査担当部署の明確化

GAP 推進とは独立した立場の内部監査担当部署を明確化する。

イ 内部監査の標準化

内部監査業務を標準化するため、①規程②手順書③チェックシートを整備する。

ウ 内部監査計画の策定と監査員の特定

内部監査委員会は計画を策定し、各作物の内部監査の実務にあたる内部監査員を特定する。

内部監査には内部監査担当部署職員があたるが必要に応じOBの活用も考慮する。

エ 内部監査の実施と報告

内部監査員は計画にしたがい内部監査を実施し、その結果をチェックシート上にまとめ、内部監査委員会に提出する。これを内部監査委員会が検討・評価し、GAP 推進本部に内部監査の報告を行う。

(4) 見直し・改善

点検の結果、実践できなかった点検項目については、農業生産の見直しを行い、改善策を検討し、次の生産活動に活用します。次回の作付けで実践できるように改善していくことが、GAP の取り組みにおいて重要となります。

6 その他

(1) GAP 実施情報等の伝達

GAPは、安全な農産物を消費者・実需者に届けるため、生産者が自ら生産現場における病原微生物、化学物質、異物混入、放射性物質などの様々な危険を最小限に抑えるための対策等を定め、実施した情報を記録・保管し、業務の改善に役立てる一連の取り組みです。

このため、GAPの実施により農産物がいかに安全確保に注意して栽培・収穫されたかを情報として伝えることにより、消費者・実需者との信頼関係の確保につながるとともに、農産物の差別化やブランド化を図るための要件の一つにもなります。

したがって、GAPは産地(出荷)単位で実施するとともに、策定したGAPの対策やGAP実施により記録した情報等は、HP等の媒体を活用して公開し、消費者・実需者に適切に伝えることが重要です。

(2) トレーサビリティ

ア トレーサビリティの導入

トレーサビリティは、生産履歴や販売情報など履歴情報の管理のツールとして、また情報伝達のパイプとして、情報の透明性を確保するとともに問題発生時の迅速な対応を可能とするものです。また、GAPは、農業生産における危害対策や管理方法をまとめ文書化し記録することで、安全確保の取組みについて客観的な評価を可能とするものです。双方とも、食品の安全・安心を確保するために基礎となるものであり、GAPで安全を裏打ちし、トレーサビリティシステムで必要情報を消費者や実需者に伝達することは、本県の農産物のより一層の信頼確保につながると考えています。

イ 識別単位

通常のロットは品目や品種、等階級別に区分されていますが、トレーサビリティで必要な識別単位は、同一(ほぼ同一)の条件下で生産されたものでも、問題が発生した場合の影響を少なくするため、さらに適当な大きさに区切ることも必要となります。識別単位を大きくすると、システムの構築や維持のコストは小さくなりますが、問題発生時の回収等の対策の範囲が大きくなります。一方、識別単位を小さくすれば問題発生時の対策の範囲をより早く、より小さく絞り込むことができますが、コストは大きくなります。

ウ 識別情報

一般表示の情報(品目、原産地など)に加え、生産者番号(又は記号)等や出荷の日付など商品を特定できる情報を商品に印字し、その記録を残しておくだけで立派なトレーサビリティが完成します。識別単位の設定に当たっては、個選個販、個選共販、共選共販など、どのような選別及び出荷方式をとるかを考慮する必要があります。

(3) 問題発生時の対応

万が一、出荷先で農産物の安全性に係る問題が発生した場合は、すぐに取り先と緊密に連絡をとり、当方の責任者が責任をもって流通禁止の措置をとる必要があります。

この際、問題発生時のマニュアルが整備されていれば迅速に対応できますし、個々の商品がロット番号や記号など(以下「ロット番号等」)により識別ができれば迅速に商品特定が容易となり、また農場の生産履歴記録があれば原因究明などに役立ちます。

問題発生時対応マニュアル(例)

1 状況の確認

(1) 出荷した農産物に安全性に係る問題が検出された旨の連絡があった場合には次の確認をとる。

- ・ 農産物の名称とロット番号等
- ・ 安全性に係る問題の物質等名とその濃度
- ・ 検査機関とその検査方法・結果の写しをFAXで確認

(2) 上記の内容を聞き取ったら、「対応表」等にその内容を記録する。

2 回収の判断

上記の結果、安全性に係る問題が明らかな場合、またその疑いが高い場合、回収判断責任者に連絡をし、回収を行うかどうかの判断をしてもらう。

3 回収

回収が必要と判断される場合は、次の方法で対象農産物を回収する。

- ・ 問題が発生した取引先の同じロット番号等のものを速やかに回収する。
- ・ 他の取引先にも同じロット番号等のものがないかどうか確認し、ある場合は速やかに告知をし、回収を行うかまたは販売の一時停止の依頼をする。

4 原因の究明

安全性に係る問題のあった物質名から、原因の究明をする。

まず、ロット番号等を見て、どのほ場で栽培されたものかを特定する。ひとつのほ場を特定できない場合は、可能性のあるほ場がどれであるかを特定する。

該当する1つまたは複数のほ場において、次の内容について検討する。

(1) その物質等は、そのほ場で使用、混入、増殖したものか。

この場合は、作業記録等を見て、作業に問題がないかどうか確認する。

問題がある場合は、当該ほ場からの出荷をとめると同時に、すでに出荷している全量を回収する。

(2) その物質等は、周辺ほ場等に由来するものか。

明らかに周辺ほ場に由来するものである場合は、当該ほ場からの出荷を止めると同時に、

すでに出荷している全量を回収する。

(3) 上記以外

上記以外の場合は、速やかな原因究明が難しいので、とりあえず該当ロットを全量引取り、更なる原因究明を行う。

もし、土壌に含まれている可能性のあるもの、外部導入の資材由来であることが予測される場合は、これらの分析結果などを調べる。

その結果、原因がわかった場合は、該当するほ場を特定し、そのほ場から出た農産物のみを出荷停止とする。

5 再出荷の判断

再出荷の判断を次のとおりとする。

(1) 原因が究明された場合

同じ影響を被っているロットは出荷時にサンプルをとり、所定の検査をして出荷する。影響のないものは、検査なしで再出荷を可能とする。

(2) 原因が究明されなかった場合

出荷時にサンプルをとり、所定の検査をしてから出荷する。

取引先等からのクレーム・検査機関からの通報等対応表（例）

(基本情報)

情報入手日時	平成	年	月	日	時
情報受付担当者				情報入手先	
対象農産物				ロット番号等	
異常の内容 (物質等名・濃度等)					
販売先					
対応責任者 (回収判断責任者)				検査結果の 入 手	入手 ・ 未入手 入手の場合は添付

(対応記録)

日 時	確 認 内 容

(原因究明手順)

	項 目	確 認 内 容
1	ロット番号等は確認できたか	
2	ロット番号等から、生産者及びほ場の特定はできたか	
3	特定できたほ場の記録は確認できたか	
4	その記録は異常でないか	
5	特定できたほ場に使用された、農薬、肥料、その他は確認できたか	
6	その記録で、適正に使用されていたか	
7	その記録で疑いのある資材などはあるか	
8	生産者への聞き取りで何か問題点が発見されたか	

(最終対策)

原因は判明したか	原因は特定できた ・ 原因不明
このロット等の最終判断	廃棄処分 ・ 検査を実施し再出荷 ・ その他
判断責任者	
その他特記事項 (その後の経過等)	